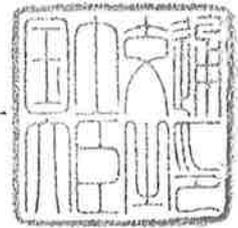


国海員第 181 号  
平成 30 年 7 月 24 日

交通政策審議会

会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣  
石井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 23 年法律第 130 号）第 55 条第 5 項の規定に基づき、  
下記事項について諮問する。

記

諮問第 311 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法  
第 55 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

## 船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
西部タンカー株式会社	東京都中央区日本橋浜町二丁目17番8号
長門マリン株式会社	大阪府大阪市西区江戸堀一丁目2番14号
飛鳥海運株式会社	熊本県天草市御所浦町牧島289番地
株式会社Leonids & Co.	広島県呉市本通二丁目1番23号大同生命ビル5階